

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 157 第1四半期決算における留意点について

今回は3月決算の会社を前提として、第1四半期決算における留意点を解説いたします。

(税効果関係)

平成30年2月16日に企業会計基準第28号『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等がASBJから公表されたことにより以下の変更点に留意が必要です。

以下の取扱いは平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

■表示の取扱い

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することとなります。(「税効果会計に係る会計基準」の一部改正第2項第1号)

■会計処理の取扱い

・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いの見直し
「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正において、第8項(2)で、
「個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異については『親会社又は投資会社はその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合を除き』、繰延税金負債を計上する」とされております。

・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正において、第18項で(分類1)に該当する企業の繰延税金資産の回収可能性は、無条件に「全額の回収可能性のあるものとする」とせず、『原則として』全額の回収可能性のあるものとする」に変更されております。

■注記事項の取扱い（期末）

- ・評価性引当額の内訳に関する情報
- ・税務上の繰越欠損金に関する情報

（有償ストック・オプション関係）

平成 30 年 1 月 12 日に実務対応報告第 36 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」が公表されたことにより、当該実務対応報告に従い会計処理および開示を行うこととなります。当該実務対応報告は、平成 30 年 4 月 1 日以後適用されます。

（仮想通貨関係）

平成 30 年 3 月 14 日に実務対応報告第 38 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表されたことにより、当該実務対応報告に従い会計処理および開示を行うこととなります。

当該実務対応報告は、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されます。